

天草市の学校規模適正化について

(答 申)

平成21年3月10日

天草市学校規模適正化審議会

目 次

はじめに	1
1 学校の現状について	1
(1)児童生徒数の状況	
(2)学校数の状況	
(3)学校規模の状況	
2 学校規模適正化の必要性	2
(1)小規模校の課題と影響	
(2)適正規模・適正配置の必要性	
3 適正化に向けた基本的な考え方	3
(1)適正化の目的	
(2)教育の向上を図る施策の推進	
(3)適正化の方法	
(4)配慮すべき事項	
4 適正化に向けた具体的方策について	4
(1)小学校	
(2)中学校	
(3)幼稚園	
おわりに	6
附属資料	7～11
1 諮問	
2 委員名簿	
3 会議経過	
4 設置条例	

はじめに

天草市学校規模適正化審議会は、平成20年6月30日に天草市教育委員会教育委員長から、「天草市の学校規模適正化について」の諮問を受け、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるように、小・中学校や幼稚園の適正規模・適正配置の基本的な考え方及び実現のための具体的な方策について、7回の会議を開き活発な議論を重ねた結果、ここに本審議会の審議結果をまとめ答申するものである。

1 学校の現状について

(1) 児童生徒数の状況

平成18年3月に市町合併した天草市の児童・生徒数は、全国的な少子化及び出生数の減少傾向と同様に年々減少を続け、合併前の平成10年度と平成20年度を比較すると、児童数は7,059人から5,097人に、生徒数は4,304人から2,840人になり、率にするとこの10年間で27.8%、34.0%それぞれ減少している。

また、平成20年4月現在の住民基本台帳の0歳から5歳までの人口に基づく児童・生徒数の予測では、6年後の平成26年度における児童数は4,339人、生徒数は2,364人とされ、平成20年度と比べると758人、476人の減少がそれぞれ見込まれる。

(2) 学校数の状況

学校数については、平成10年度は小学校62校、中学校24校であったが、児童・生徒数の減少や校舎の老朽化等から旧市町において小・中学校の統廃合がなされたこともあり、平成20年度は小学校43校(1分校含む)、中学校17校となっている。なお、平成21年4月に赤崎小学校と浦和小学校の統合、また、平成22年4月には本渡中学校、佐伊津中学校及び本町中学校の統合が決定している。

(3) 学校規模の状況

学級数については、平成10年度は小学校345学級、中学校144学級であったが、平成20年度には小学校261学級、中学校96学級となっている。なお、平成26年度には小学校では232学級、中学校では82学級となることが予測される。

なお、昭和59年に旧文部省助成課が作成した「これからの学校施設づくり」においては、学校規模を、過小規模(5学級以下)、小規模(6学級から11学級)、適正規模(12学級から18学級。ただし、統合の場合は24学級まで)、大規模(19学級から30学級)、過大規模(31学級以上)に分類している。この学校規模の分類は通常学級を対象とされたものであり、審議会での学校規模に関する議論においても通常学級を対象として検討を行った。

この分類で本市の平成20年度と平成26年度を比較すると、小学校は、過小規模校は21校から24校に、小規模校は19校から15校に、適正規模校は1校から2校に、大規模校は2校から1校となるものと想定されるが、市街地を除いては今後もさらに小規模化が進むものと考えられる。

一方、中学校においては、過少規模校は9校から11校に、小規模校は7校から3校に、適正規模校は1校で変化はないものの、小学校と同様に小規模化が進むものと見込まれる。

このように、小学校では現在でも半数の21校が複式学級を有し、今後とも増加する見込みであることに注視する必要がある。また、中学校においても小規模化がなお一層進むものと推測される。

2 学校規模適正化の必要性

(1) 小規模校の課題と影響

児童・生徒数の減少による学校の小規模化や複式学級は、学習・指導面、生活面、学校運営面から見ると次のような課題や影響があると考えられる。

① 学習・指導面から

- 児童・生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導がしやすい反面、児童・生徒同士及び教員からの情報量が少なくなりがちで、多様な知識や価値観が育ちにくい面がある。
- 成績が序列化しやすく、新たな意見を出し挑戦しようとする意欲が低下しやすい。
- 授業並びに運動会、文化祭等の学校行事において参加の場が多いものの、部活動の種類が限られ選択の幅が小さい。

② 生活面から

- 児童・生徒、教職員、保護者それぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い反面、人間関係が固定化、序列化しやすく学級編制も固定化してくるため、人間関係に破綻を生じると、修復が困難となり易く、序列化した人間関係が継続しやすい。
- 児童・生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。
- 多様なものの見方や価値観に触れる機会が少なく、一律的になりやすい。

③ 学校運営面から

- 教職員や子ども、保護者間での意思疎通がしやすく、全校一体となった指導がしやすい。しかし、教員一人あたりの校務量が多く、緊急時等において十分な対応ができにくい。
- 教員数が少ないため、研修や会議等への参加が困難な場合もある。

このほか、審議会においては、これまでに学校統合を行った牛深地区や倉岳地区における統合の成果や課題について関係者から報告を受けるとともに、校舎の老朽化や耐震化への対応が必要であることについて共通理解を図った。

(2)適正規模・適正配置の必要性

前述のとおり、小学校や中学校の学級数は「12学級から18学級」が適正とされているが、現在、この「適正規模以上」の学校は、小学校では本渡南小学校と本渡北小学校及び牛深小学校の3校であり、中学校では本渡中学校のみである。

また、平成26年度においても、本渡南小学校と亀場小学校(適正規模校)、本渡北小学校(大規模校)及び本渡中学校(適正規模校)となる見込みである。

このように法令上での適正規模の学級数を目指すことは、本市の学校規模の現状及び今後の推移、地理的条件、通学上の課題等から考えると、現実的ではなく、また、極めて困難であると考えられる。このため、小学校における複式学級の解消こそが、適正化を図るための最優先課題であると考ええる。

なお、通学距離については法令上では、学校を統廃合しようとする場合の国庫負担の通学距離の条件を、「小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6km以内」としている。本市においても、この条件を準用して、学校統合に伴うスクールバスの運行、通学費の補助等を行い保護者の負担軽減が図られているところである。

これらのことを踏まえ、審議会では、学校の適正規模・適正配置について検討した結果、児童・生徒の教育という観点から、ある程度の規模の集団で生活していくことが必要であると考え、学校の統廃合を推進していくべきであると考ええる。

3 適正化に向けた基本的な考え方

審議会では、まず、本市の現状と課題を踏まえ、よりよい教育環境を実現するためには、学校の適正規模と適正配置を推進する必要があるという前提に立ち、適正化に向けての基本的な考え方について、次のようにとりまとめた。

(1)適正化の目的

学校の適正規模及び適正配置は、次代を担う子どもたちのためという教育上の視点を重視しながら、あくまでも子どもたちが希望に満ち、安心して学校生活を送られるよう、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けるためのものである。

(2)教育の向上を図る施策の推進

学校の統合に伴い、教員配置の充実を図るとともに、さらに特色ある学校づくりを推進するものとする。なお、閉校となる学校の特色ある教育活動については、統合校の教育の中で配慮していくものとする。

(3) 適正化の方法

本市においては多くの学校が過小規模及び小規模であることから、統廃合の実施による学校の適正化を行うこととする。

- ①小学校においては、過小規模校の利点や課題を踏まえながら、複式学級の解消を図るものとし、現行の中学校区域を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、その区域を越えることができるものとする。
- ②中学校においては、旧市町の区域内を基本としつつ、その区域を越えた統合も検討するものとする。
- ③幼稚園においては、一定の園児(8人程度)の確保が見込めず、集団生活を通して教育効果を上げることが困難と判断される場合は、休園を含め統廃合を検討するものとする。
- ④適正化の計画期間は、平成22年度から平成28年度までの7年間とし、段階的に実施するものとする。

(4) 配慮すべき事項

- ①地理的条件や児童生徒の通学の安全、心身に与える影響等を考慮するとともに、遠距離通学になる場合はスクールバス等の通学手段を確保するものとする。
- ②統合により利用する施設は、現存施設の活用を基本とする。なお、学習環境の整備をはじめ、耐震化や老朽化による改修等が必要な場合には、施設整備の充実を図るものとする。
- ③学校が地域で果たしてきた役割や地域事情に十分配慮するとともに、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による課題を保護者や地域住民等と十分に協議し、学校規模適正化の必要性についての共通理解と協力を得て進めるものとする。
- ④閉校となった施設及び跡地については、市民共有の貴重な財産として、地域の住民の意向を踏まえながら、地域づくり・まちづくりに貢献できるような幅広い視点で有効活用を検討していくものとする。

4 適正化に向けた具体的方策について

基本的な考え方に基づき、次のような組み合わせについて提案するものである。なお、計画期間については、前期(平成22年度～25年度)と後期(平成26年度～28年度)とするが、財政状況や社会状況の変化、さらには地域の理解を得て進める必要があることから、計画の変更もあり得ることを念頭に置くものとする。

(1) 小学校

地区名	学校名	統合の時期
本 渡	志柿小学校 下浦第一小学校 金焼小学校 瀬戸小学校	前 期
本 渡	亀場小学校 栢宇土小学校 宮地岳小学校	前 期
牛 深	牛深小学校 二浦小学校 魚貫小学校 天附小学校	後 期
牛 深	深海小学校 久玉小学校	後 期
有 明	浦和小学校 島子小学校	後 期
御所浦	御所浦小学校 御所浦北小学校	後 期
新 和	新和小学校 大多尾小学校	前 期
五 和	御領小学校 鬼池小学校	前 期
五 和	城河原小学校 手野小学校 二江小学校	前 期
天 草	福連木小学校 下田北小学校 下田南小学校 高浜小学校 大江小学校	前 期
河 浦	富津小学校 一町田小学校 一町田小学校第一分校 新合小学校 宮野河内小学校	前 期

(2) 中学校

地区名	学校名	統合の時期
御所浦	御所浦中学校 御所浦北中学校	前期
五和	五和東中学校 五和西中学校	前期

(3) 幼稚園

地区名	幼稚園名	統合の時期
本渡	瀬戸幼稚園 亀場幼稚園	前期

5 おわりに

本審議会は、子どもの数が年々減少し、小学校の半数が複式学級を有する現状を踏まえ、将来を担う子どもたちに、最もよい教育行政はどうあるべきか、また、そのための教育環境をどう整備すべきか、というところに重点を置き議論を重ねてきた。

その結果、複式学級の長所を理解しながらも、それがもたらす学校教育への影響を教育上の観点から検討した結果、複式学級の解消を図ることについては委員の意見は一致するところであった。

この答申を契機に、天草市において学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、学校関係者、保護者、地域住民、行政がお互いに力を合わせて取り組むとともに、今後の天草市における教育がさらに発展することを期待するものである。

天学 第134号
平成20年6月30日

天草市学校規模適正化審議会
会長 石橋 敏郎 様

天草市教育委員会
教育委員長 野田 嗣郎

天草市の学校規模適正化について(諮問)
天草市立小・中学校及び幼稚園の教育環境を適正に整備し、充実した学校教育の実施に資するため、天草市学校規模適正審議会条例第2条の規定により、次に掲げる事項について検討のうえ、答申をいただきたく別紙を添えて諮問します。

記

諮問事項

天草市立小・中学校及び幼稚園の適正規模・適正配置の基本的な考え方及び実現のための具体的な方策について

諮問にあたって

本市の学校数は小学校42校・分校1校、中学校17校、児童数は5,097人、生徒数は2,840人となっています(平成20年4月9日現在)。また、学級数は小学校296学級、中学校112学級となっています(特別支援学級を含む)。このうち、複式学級を持つ小学校は21校と半数に及んでいます。

また、幼稚園は本渡地区に4園、牛深地区に1園を設置しており、3歳児4学級、4歳児4学級、5歳児5学級で、園児数は228人となっています(平成20年4月9日現在)。

このような状況にあるものの、本市においても少子化等により園児や児童生徒数の減少による、小規模校化や複式学級を持つ学校が増えてきており、こうした傾向には今後なお一層拍車がかかるものと考えられます。

一般的には、①学校が小規模化すると、クラス替えができない、教員組織の充実が図りにくい、望ましい教育効果が得られにくい、といった問題が生じることがある②学校教育は集団で行うことを基本としており、学校は、さまざまな考え方や体験を持つ子どもたちが集団を通して互いに鍛錬し、学び合う場であることから、一定の学校規模の確保が必要であるといわれています。

また、こうした小規模化の課題に加えて、今後避けては通れない老朽校舎の改築や耐震補強の問題があり、こうした課題への対策には多額の経費がかかることが見込まれるため、将来にわたる適正な学校数の見通しを立てて対応することが不可欠であると考えられます。

このような状況の中で、児童生徒数の将来推計や学校が持つ地域的意義を考慮しながら、小・中学校の適正規模、適正配置について検討を加え、望ましい学校規模を確保し、児童生徒のためにより良い教育条件、教育環境の整備を図っていくことは、本市における今後の教育行政上の重要な施策の課題であると認識しています。

つきましては、下記諮問事項について検討・協議をお願いし、審議会としてのご意見をいただきたく諮問します。

記

天草市立小・中学校及び幼稚園の適正規模・適正配置の基本的な考え方及び実現のための具体的な方策について

1 学校及び幼稚園の適正規模及び適正配置の基本的な考え方について

小・中学校及び幼稚園について、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるように、各地域の特性を踏まえ、「小規模校の課題」「学校運営と指導体制」「通学距離」等の視点から、「適正規模」及び「適正配置」について検討をお願いします。

なお、「適正規模・適正配置・通学距離」についての法制度等は別紙のとおりです。

2 学校及び幼稚園の適正規模及び適正配置の具体的方策について

上記の基本的な考え方を踏まえて、どのように適正規模及び適正配置を進めていくべきか条件整備を含めてご検討をお願いいたします。

天草市学校規模適正化審議会委員

(敬称略)

区 分	氏 名
会 長	石 橋 敏 郎
副会長	龍 石 昭 好
委 員	土 佐 彰 利
委 員	原 田 明 典
委 員	森 晃
委 員	牧 田 久 光
委 員	藤 川 政 文
委 員	前 田 誠
委 員	本 多 文 子
委 員	高 辻 知 子
委 員	瀬 川 一 孝
委 員	松 村 文 美 代
委 員	益 崎 洋 一 郎
委 員	尾 田 住 一
委 員	梅 田 昭 二
委 員	益 田 茂
委 員	山 田 義 勝
委 員	大 久 保 嘉 和
委 員	永 野 セツ子
委 員	村 端 祐 之
委 員	杉 山 夏 代
委 員	金 子 晴 久
委 員	金 澤 博 子
委 員	井 上 弘 之
委 員	角 中 知 子

天草市学校規模適正化審議会会議経過

第1回	平成20年 6月30日	第7回	平成21年 3月10日
第2回	平成20年10月 2日		
第3回	平成20年11月 5日		
第4回	平成20年12月 9日		
第5回	平成21年 1月16日		
第6回	平成21年 2月10日		

天草市学校規模適正化審議会条例

(設置)

第1条 天草市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）及び天草市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、天草市学校規模適正化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 小・中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小・中学校の適正配置に関すること。
- (3) 小・中学校の通学区域に関すること。
- (4) 幼稚園の適正配置に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。